

児童手当制度の概要

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159 内線2154

○児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的としています。

○児童手当制度のしくみ

1. 支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している人に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

2. 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員の人は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。

3. 支給月額

- ・3歳未満 一律10,000円
- ・3歳以上 第1子・第2子 5,000円
第3子以降 10,000円

4. 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5. 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは市区町村窓口(公務員の人は勤務先)へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

(単位:万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

児童手当を現在受給の人へ
現況届の提出を
お忘れなく!

児童手当を受給中の人は、毎年6月に、現況届を提出する必要があります。
受給中の人は、自宅へ現況届の用紙を郵送しますので、6月中に必ず提出してください。
この届を提出しなければ、受給資格があっても、手当を受けられなくなってしまうので、ご注意ください。

なお、平成20年度に児童手当の所得制限の限度額を超えて受給資格がなくなった人も、今年からは受給ができる場合がありますので、お尋ねください。

提出先

- ・子育て支援課(西合志庁舎)
- ・市民課(合志庁舎)
- ・須屋支所・泉ヶ丘支所



介護保険料の決定通知書を送付します

65歳以上の人(介護保険の第1号被保険者)で、

○普通徴収(口座振替または納付書で納付)の人には、平成21年度の介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します。決定通知書には平成21年度の介護保険料の支払計画が記載されていますので、平成20年の合計所得金額等の増減により、保険料段階が変更となる人や10月から保険料を納める方法が普通徴収から特別徴収へ変更となる人は、確認をお願いします。

○特別徴収(年金から天引き)の人には、平成21年4月・6月(予定)天引きの保険料額は、平成19年の合計所得等の額にて仮に算定し、納入(予定)していただいておりますが、新たに平成20年の合計所得等の金額で本算定した介護保険料決定通知書を6月中に送付します。

※平成21年4月の介護保険料の改定(詳しくは広報こうし平成21年4月号に記載されています。)により、合計所得等の額が前年と変わらなくても介護保険料は、前年と同じ金額になりません。

社会保険庁からの「年金振込通知書」について

「年金振込通知書」は、社会保険庁等から年金を受給している人に送付されているハガキで、年金受給額や、介護保険料の年金天引き額が変更になったことにより、年金支払額が変更になった場合に送付されます。

6月の「年金振込通知書」について

6月時点での年金から天引きされる予定の介護保険料額が表示されていますが、6月中旬に本市から送られる通知書の額と一致しない場合があります。この場合、6月中旬に本市から送られる介護保険料決定通知書が正確な介護保険料額となります。

※社会保険庁等から送付する「年金振込通知書」に記載される介護保険料額と、本市から送付する「介護保険料決定通知書」に記載される介護保険料額が一致しない主な理由は、年金振込通知書を作成する時点で、本市と社会保険庁等との情報交換の日程上、変更予定の介護保険料額について把握することができないためであり、ご理解をお願いします。



介護保険負担限度額認定には申請が必要です

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費(滞在費)の費用は自己負担となっています。このうち、世帯の全員が市民税非課税等に該当する要介護等認定者は、負担限度額認定申請により負担する金額が軽減され、限度額までの支払となります。現在、負担限度額認定証(平成21年6月30日期限)の交付を受けている人には更新のお知らせを郵送します。引き続き認定を受ける場合は、6月中に更新申請をお願いします。ただし、平成20年の所得に応じて設定されますので今回は該当しない場合もあります。

●軽減の対象

次の介護(介護予防)サービスにおける居住費(滞在費)と食費を軽減します。

- ・指定介護福祉施設サービス
- ・介護保険施設サービス
- ・指定介護療養施設サービス
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



●対象となる人

- 第1段階 生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人
- 第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
- 第3段階 世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人

●申請手続

認定申請 負担限度額認定申請書を窓口(合志庁舎総合窓口、西合志庁舎高齢者支援課、各支所)に提出します。認定された人には、「介護保険負担限度額認定証」を発行します。

認定 申請日の世帯の世帯主・世帯員の課税状況により行い、申請日の月の初日にさかのぼり効力を有します。

有効期限 7月1日から翌年6月末(8月以降に申請した場合は、申請日の月の初日から6月末)で、毎年度認定を受ける必要があります。

介護保険負担限度額認定申請書
(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)よりダウンロードできます。

問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109